

大学運営に関する活動

学生自治会は大学の学域・学類制の導入や「府大と市大の一法人化」に関する議論の結果、学生に不都合が生じないように、以下の活動を行っていきます。



1. 学域・学類制の導入に関する活動を行います。

学域・学類制の学生が進級するのに伴い、新たに問題が発生しないかを確認し、発生する場合は、大学に対して情報公開を求め、適宜対処していきます。

2. 大学の運営計画に関する活動を行います。

大学の運営計画には、教育設備負担金や大学独自の奨学金の創設などの学生に影響の大きい項目が多く含まれています。

大学は、現在のところ教育設備負担金を導入するつもりはないと明言しています。しかし、運営計画に含まれているため、今後導入される可能性があります。そこで、学生自治会は教育設備負担金の動向に対して注視していきます。

また、大学独自の奨学金の創設は、現在大学の予算の関係により見送られています。しかし、本当にこの奨学金を必要としている学生がいることも事実です。そこで、学生自治会はこのような学生の手助けができるよう、学生センター長をはじめとした大学各所と大学独自の奨学金の創設を実現できるように話し合いを行っていきます。

3. 「大阪府市統合」の動きに関して注視し、適宜活動を行います。

現在、大阪府と大阪市の間で、「大阪府市統合」の一環として「府大と市大の一法人化」に関する議論が進められています。このような大規模な改革案が、学生に対して十分な説明なしに進められ、学生にとって不利益が生じるようなことはあってはなりません。そのため、学生自治会では、「大阪府市統合」の動きに関して注視し、学生の意見を大学に届けるなどの活動を適宜行っています。